

# 特定汚染土壌等取扱業務 特定線量下業務 の放射線障害防止

厚生労働省

電離放射線労働者健康対策室

# 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策

## 除染電離則で規制する業務

- 1 土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務 ※1mSV = 1,000 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)
  - ・ 8県の除染特別地域(避難指示区域)と汚染状況重点調査地域(0.23 $\mu$ Sv/時超)で行う除染作業や廃棄物の収集・運搬・保管業務
- 2 特定汚染土壌等取扱業務
  - ・ 1万Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務(インフラ復旧、営農、営林(主に2.5 $\mu$ Sv/時超の地域))
- 3 特定線量下業務
  - ・ 2.5 $\mu$ Sv/時を超える場所(概ね避難指示区域内)で行う、1と2以外の業務(測量等、運輸業、屋内産業(製造業等))

## 除染電離則の概要

- ① 除染等業務従事者の被ばく線量を5年間で100mSvかつ1年間で50mSv以下とすること、
- ② 適切な線量管理と結果の記録・保存、③ 事前調査の実施と作業計画の策定、
- ④ 汚染防止のための措置と汚染検査、⑤ 必要な保護具、⑥ 特別の教育、⑦ 健康診断

# 事故由来廃棄物等の処分業務従事者の放射線障害防止対策

## 改正電離則で規制する業務

### 1 以下の「事故由来廃棄物等」の処分の業務

- ① 除染等の措置に伴い生じた土壌のうち、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの(除去土壌)
- ② 事故由来放射性物質(東電福島第一原発事故により発生した放射性物質)により汚染された廃棄物で、1万ベクレル毎キログラムを超えるもの(汚染廃棄物)

(注)廃棄物等の処分過程での濃縮等により、セシウム以外の放射性同位元素が電離則が定める量と濃度の下限値を超えた事故由来放射性物質も含まれる。

### 2 「処分」には、以下の業務が含まれる。

- ①最終処分(埋立)及び中間貯蔵、②中間処理(選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等)、③関連施設・設備の保守点検業務

## 規制の概要

- ① 事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件、② 汚染の拡大防止のための措置、③ 作業の管理等
- ④ 特別の教育、⑤ 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

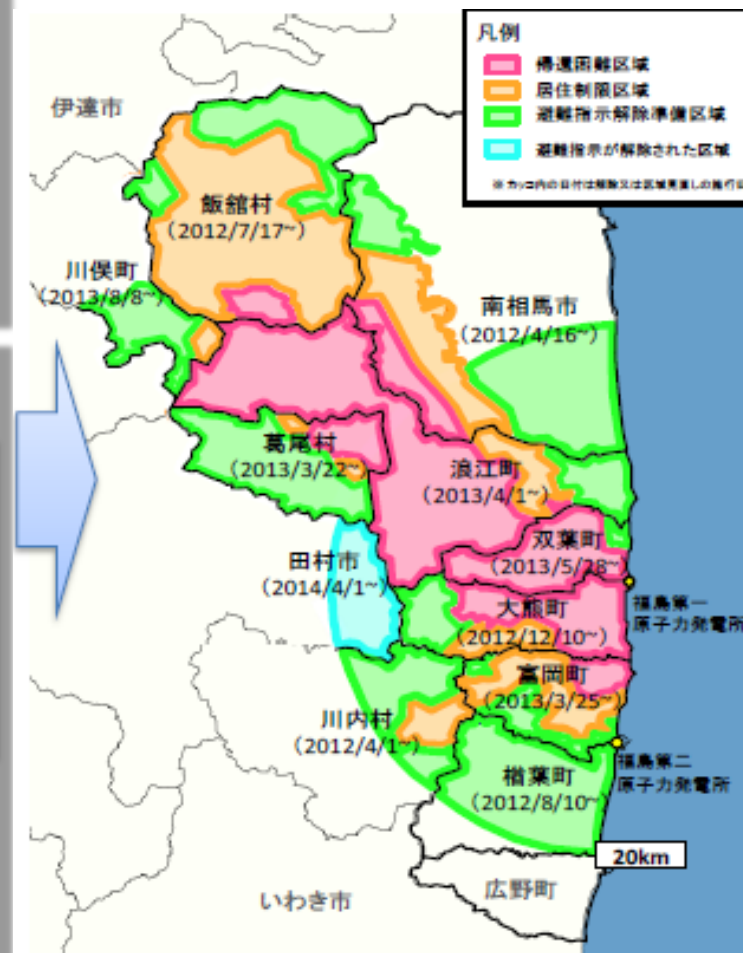
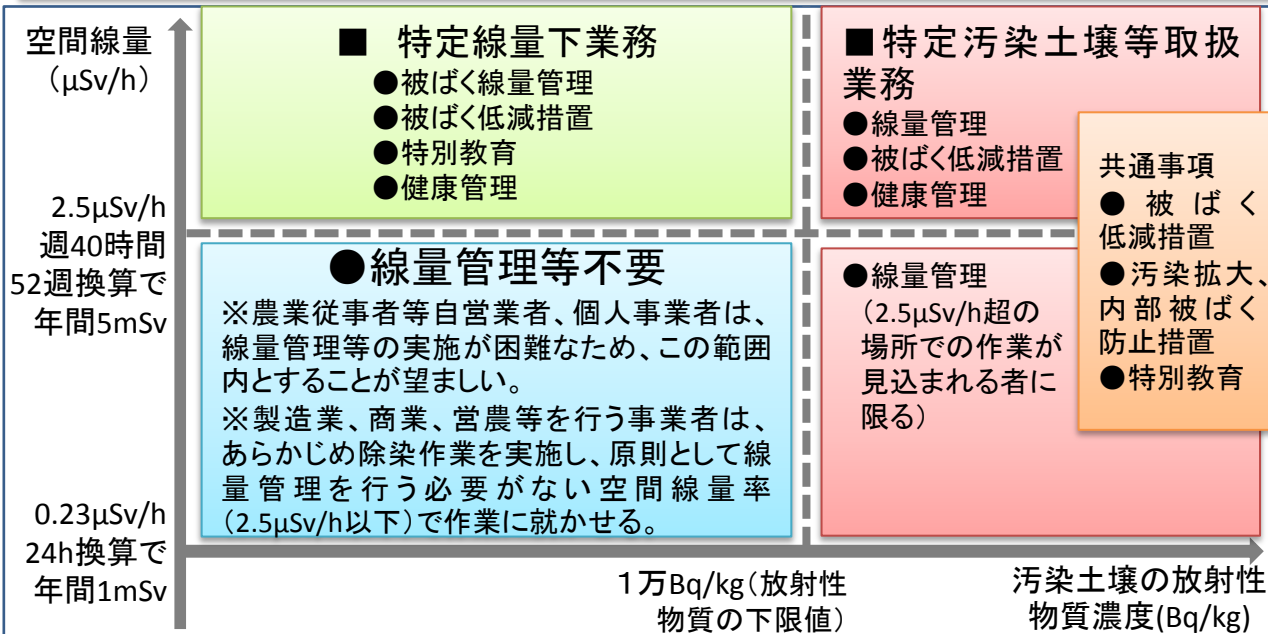
# 新たな避難指示区域での復旧・復興作業の放射線障害防止対策

原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域（警戒区域と計画的避難区域）を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた。

「避難指示解除準備区域」は、①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。

除染電離則を改正し、適用を拡大（平成24年7月1日施行）。

- 土壌の除染等業務、廃棄物収集等業務（改正前）  
→ 除染特別地域（避難指示区域）、汚染重点調査地域（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ 超の地域）
- 特定汚染土壌等取扱業務（ $1\text{万Bq/kg}$ 超の土壌等取扱）  
→ インフラ復旧、営農・営林（主に $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超の地域。避難区域外も含まれる）
- 特定線量下業務（空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超での業務）  
→ 測量等、運輸業、屋内産業（製造業、病院・福祉施設、商業。居住制限区域で再開した場合は該当の可能性が高い。）



## 参考資料

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-01.pdf>

特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-3.pdf>

除染等業務を行う事業主の皆さまへ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-02.pdf>

空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超える場所で業務を行う事業主の皆さまへ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120625-1.pdf>